

○さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年3月31日

告示第327号

改正 平成19年2月16日告示第141号

平成20年6月13日告示第645号

平成26年8月5日告示第1155号

平成27年3月10日告示第302号

〔題名改正〕

平成27年7月30日告示第1070号

平成27年12月28日告示第1832号

平成28年3月28日告示第416号

平成31年3月29日告示第554号

(目的)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、在宅における日常生活の便宜を図ることを目的とする。

（一部改正〔平成27年告示302号〕）

（給付対象の用具及び給付対象者）

第2条 給付の対象となる用具の種目は、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について（平成29年健発0530第12号厚生労働省健康局長通知）別紙小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱別添1種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同要綱の規定による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の対象である小児慢性特定疾病児童等であって、市内に住所を有するものとする。

2 診療報酬の対象となる用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付する。

（一部改正〔平成19年告示141号・26年1155号・27年302号・1070号・31年554号〕）

(申請)

第3条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号）に、給付を受けようとする用

具の見積書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況、住宅環境等を实地に調査し、速やかに調査書（様式第2号）を作成するものとする。

（一部改正〔平成27年告示302号・1832号〕）

（決定）

第4条 市長は、前条第1項の申請書等及び同条第2項の調査書の内容を審査し、用具の給付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。
- 3 市長は、用具を給付しないことを決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成27年告示302号〕）

（用具の給付の委託）

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具の確保ができるよう、当該業者の経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案し、決定するものとする。

（費用の負担等）

第6条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、当該扶養義務者の収入状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

- 2 前項の規定により扶養義務者が負担する費用の額は、次に掲げる額とする。
 - (1) 小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について別紙小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱別添2徴収基準額表に定める額
 - (2) 用具の価格が小児慢性特定疾病対策の国庫補助について（平成29年厚生労働省発健0530第5号厚生労働事務次官通知）別紙小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱別表に定める基準額を超えたときは、その差額
- 3 用具の給付を受けた対象者の扶養義務者は、用具を納入する業者に対し、給付券を添えて前項の規定により算定した額の費用を支払うものとする。

4 市長は、用具を納入した業者からの請求により、用具の購入に要した費用から前項の規定により用具の給付を受けた対象者の扶養義務者が業者に支払った額を控除した額を、当該業者に支払うものとする。

5 前項の規定による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(一部改正〔平成19年告示141号・20年645号・26年1155号・27年302号・1070号・31年554号〕)

(使用の制限等)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 用具の給付を受けた者は、前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還しなければならない。

(台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(一部改正〔平成27年告示302号〕)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年2月16日告示第141号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正(第2条の改正規定中「(さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱(平成13年さいたま市告示第40号)の規定により給付を受けることができる用具を除く。)」を削る部分を除く。)後のさいたま市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成18年4月1日以後の申請に係る用具の給付について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

3 第2条の改正規定中「(さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱(平成13年さいたま市告示第40号)の規定により給付を受けることができる用具を除く。)」を削る部分による改正後のさいたま市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要

綱の規定は、平成18年10月1日以後の申請に係る用具の給付について適用する。

附 則（平成20年6月13日告示第645号）

（施行期日）

- 1 この告示中第1条の改正は公布の日から、第2条の改正は平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第6条第2項第1号の規定は、平成20年4月1日以後の給付の決定に係る費用の負担について適用し、同日前の給付の決定に係る費用の負担については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第6条第2項第1号の規定は、平成20年7月1日以後の給付の決定に係る費用の負担について適用し、同日前の給付の決定に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成26年8月5日告示第1155号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第2号の改正は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第2条及び第6条第2項の規定は、平成26年4月1日以後の給付の決定に係る費用の負担について適用し、同日前の給付の決定に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月10日告示第302号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第2条及び第6条第2項の規定は、この告示の施行の日以後の給付の決定に係る費用の負担について適用し、同日前の給付の決定に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成27年7月30日告示第1070号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のさいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第2条及び第6条第2項の規定は、この告示の施行の日以後の給付の決定に係る費用の負担について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日告示第1832号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第416号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第554号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者

住所

氏名

（対象者との続柄）



次のとおり小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付を申請します。

対 象 者	氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）		
	住所	さいたま市 区				
	疾病名					
	個人番号					
世 帯 の 状 況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職 業	個人番号	
給付を希望する理由						
住居の状況	住宅	1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾否)	浴槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便器	1 和 式 2 洋 式 3 携帯用
介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭ともしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移動	1 車いすの使用 2 他人の介助を 必要（一部、全部） 3 自分でできる
給付を受けたい 用具の名称				希望する型式 規模等		
給付上特に希望 する事項						
対象者に対する介護 の状況等						

注

様式第2号(第3条関係)

調査書(小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業)

受理年月日	年 月 日	申請者氏名		対象者との続柄	
対象者	氏名			生年月日	
	住所	さいたま市 区			
	疾病名				
世帯員の状況	氏名	年齢	対象者との続柄	課税状況	備考
	-----	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----	-----
世帯区分	1 生活保護受給世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯				
住まいの状況	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)				
給付後の生活の状況	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない(一部介助・全介助) 4 その他()			その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他()	
給付の必要の有無	有・無	給付:する :しない	理由		
給付する用具名(含む型式規模等)	予定価格	円	扶養義務者が支払うべき額	円	公費負担予定額 円
その他特記事項					
年 月 日		調査員		職名 氏名	

様式第3号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		疾 病 名	
給付する用具名及び型式規模等		納入業者名 及び住所 (電話番号)	
価 格	扶養義務者が支払うべき額	公 費 負 担 額	
円	円	円	
注意事項	1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですので、支払うこととされた額については必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 3 2に違反した場合は、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券

(1) 給付番号	第 号	(2) 給付券発行年月日	年 月 日	
(3) 対象者氏名		(4) 生年月日	年 月 日 (歳)	
(5) 居住地				
(6) 保護者氏名		(7) 対象者との続柄		
(8) 給付する用具名 (型式、規模等)	(9) 価 格	(10) 扶養義務者が支払う べき額	(11) 公費負担額	
	円	円	円	
(12) 納入業者名		(13) 納入業者の住所	電話番号	
(14) 有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費支 払請求期限	年 月 日
次のとおり決定します。 年 月 日 さいたま市長 <input type="checkbox"/>				
(15) 業者の納入した日	(16) 扶養義務者から受領した額	(17) 受領業者名及び年月日		
年 月 日	円	年 月 日 <input type="checkbox"/>		
(18) 用具受領保護者名及び受領印 氏名 <input type="checkbox"/>	(19) 検収者	職名 氏名 <input type="checkbox"/>		
(20) その他の特記事項				

注 本表は、(1)から(14)まで及び(19)は市、(15)から(17)までは納付した業者、(18)は保護者が記入すること。

様式第5号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付で申請がありました小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、次の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第8条関係)

年度 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳

	申請年月日	対象者氏名	保護者氏名	受診券番号	疾病名	給付種目	納入業者	決定日	階層	自己負担額	公費負担額	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

様式第1号（第3条関係）

（全部改正〔平成27年告示1832号〕）

様式第2号（第3条関係）

（一部改正〔平成20年告示645号・26年1155号・27年302号〕）

様式第3号（第4条関係）

（一部改正〔平成27年告示302号・28年416号〕）

様式第4号（第4条関係）

（一部改正〔平成27年告示302号〕）

様式第5号（第4条関係）

（一部改正〔平成27年告示302号・28年416号〕）

様式第6号（第8条関係）

（一部改正〔平成20年告示645号・27年302号〕）

○さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成事業実施要綱

平成13年5月1日

告示第47号

改正 平成17年3月30日告示第254号

平成17年12月28日告示第1133号

平成18年3月31日告示第326号

平成18年9月29日告示第899号

平成20年6月13日告示第643号

平成25年3月29日告示第440号

〔題名改正〕

平成26年8月5日告示第1154号

平成27年3月10日告示第301号

〔題名改正〕

平成27年7月30日告示第1069号

平成31年3月29日告示第553号

令和2年6月3日告示第890号

(趣旨)

第1条 この告示は、日常生活用具の給付を受けた小児慢性特定疾病児童等及びその扶養義務者の負担の軽減を図るため、その自己負担金(日常生活用具の給付に要する費用のうち給付を受けた者が負担する費用をいう。以下同じ。)の全部又は一部を助成することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(一部改正〔平成18年告示326号・899号・20年643号・25年440号・27年301号〕)

(定義)

第2条 この告示において「日常生活用具の給付」とは、さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年さいたま市告示第327号)の規定により、日常生活用具を給付することをいう。

(追加〔平成17年告示254号〕、一部改正〔平成18年告示326号・899号・25年440号・27年301号〕)

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次のいずれにも

該当する者とする。

- (1) 小児慢性特定疾病児童等で、日常生活用具の給付を受け、自己負担金の支払を命じられていること。
- (2) 日常生活用具の給付を受けた者の属する世帯が、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について（平成29年健発0530第12号厚生労働省健康局長通知）別紙小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱別添2 徴収基準額表に定める世帯階層区分のうちA階層からD14階層までに相当する世帯であること。

（一部改正〔平成17年告示254号・1133号・18年326号・899号・20年643号・25年440号・26年1154号・27年301号・1069号・31年553号・令和2年890号〕）

（助成額）

第4条 助成の額は、自己負担金の額に相当する額とする。

（一部改正〔平成17年告示254号・20年643号〕）

（助成の申請）

第5条 助成を受けようとする者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担金助成申請書（別記様式）により、市長に申請しなければならない。

（一部改正〔平成17年告示254号・25年440号・27年301号〕）

（助成の決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、助成の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成17年告示254号〕）

（決定の取消し等）

第7条 市長は、前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）の自己負担金を免除し、又は受給者に対する自己負担金の支払命令若しくは徴収の決定を取り消したときは、当該助成の決定を取り消すものとする。

2 市長は、受給者の自己負担金の額を減額したときは、当該減額した額に応じて助成の額を減額するものとする。

3 市長は、前2項の場合において、その旨を当該受給者に通知するものとする。

（一部改正〔平成17年告示254号・20年643号〕）

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成17年告示254号〕）

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の与野市身体障害児者に係る自己負担金助成事業実施要綱（昭和50年与野市告示第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
(岩槻市の編入に伴う経過措置)
- 3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市重度障害児・者日常生活用具自己負担金補助要綱（平成12年岩槻市告示第78号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年告示254号〕)

附 則（平成17年3月30日告示第254号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日告示第1133号）

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第326号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日告示第899号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月13日告示第643号）

(施行期日)

- 1 この告示中第1条の改正は公布の日から、第2条の改正は平成20年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市日常生活用具給付自己負担金助成事業実施要綱第3条第2号の規定は、平成20年4月1日以後の助成の決定について適用し、同日前の助成の決定については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市日常生活用具給付自己負担金助成事業実施要綱第3条第2号の規定は、平成20年7月1日以後の助成の決定について適用し、同日前の助成の決定については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日告示第440号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付自己負担金助成事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の日常生活用具の給付に係る費用の助成について適用し、同日前の日常生活用具の給付に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年8月5日告示第1154号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付自己負担金助成事業実施要綱第3条第2号の規定は、平成26年4月1日以後の助成の決定について適用し、同日前の助成の決定については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月10日告示第301号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成事業実施要綱第3条の規定は、この告示の施行の日以後の助成の決定について適用し、同日前の助成の決定については、なお従前の例による。

附 則（平成27年7月30日告示第1069号）

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第553号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月3日告示第890号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負

担助成事業実施要綱第3条第2号の規定は、令和2年4月1日以後の助成の決定について適用し、同日前の助成の決定については、なお従前の例による。

別記様式(第5条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担金助成申請書 年 月 日 (宛先)さいたま市長 申請者 住 所 氏 名 電話番号 ㊟ 次のとおり助成を受けたいので申請します。	
給付を受けた種目	
助成の額	年 月分の自己負担金の額に相当する額
障害者氏名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	さいたま市
小児慢性特定疾病医療受給者証	年 月 日交付 第 号
疾 病 名	

別記様式（第5条関係）

（全部改正〔平成18年告示899号〕、一部改正〔平成20年告示643号・25年440号・
27年301号〕）

小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱より抜粋

別添 2

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準 月 額	徴収基準加 算月額
		円	円
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D階層	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>所得割の年額3,000円以下</p> <p>3,001 ～ 5,800 円</p> <p>5,801 ～ 8,700 円</p> <p>8,701 ～ 13,000 円</p> <p>13,001 ～ 17,400 円</p> <p>17,401 ～ 22,400 円</p> <p>22,401 ～ 28,200 円</p> <p>28,201 ～ 58,400 円</p> <p>58,401 ～ 75,000 円</p> <p>75,001 ～ 96,600 円</p> <p>96,601 ～ 121,800 円</p> <p>121,801 ～ 175,500 円</p> <p>175,501 ～ 221,100 円</p> <p>221,101 ～ 380,800 円</p> <p>380,801 ～ 549,000 円</p> <p>549,001 ～ 579,000 円</p> <p>579,001 ～ 700,900 円</p> <p>700,901 ～ 849,000 円</p> <p>849,001 ～ 1,041,000 円</p> <p>1,041,001 以上</p> </div> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p>D 1 階層</p> <p>D 2 "</p> <p>D 3 "</p> <p>D 4 "</p> <p>D 5 "</p> <p>D 6 "</p> <p>D 7 "</p> <p>D 8 "</p> <p>D 9 "</p> <p>D10 "</p> <p>D11 "</p> <p>D12 "</p> <p>D13 "</p> <p>D14 "</p> <p>D15 "</p> <p>D16 "</p> <p>D17 "</p> <p>D18 "</p> <p>D19 "</p> <p>D20 "</p> </div> </div>	<p>2,900</p> <p>3,450</p> <p>3,800</p> <p>4,250</p> <p>4,700</p> <p>5,500</p> <p>6,250</p> <p>8,100</p> <p>9,350</p> <p>11,550</p> <p>13,750</p> <p>17,850</p> <p>22,000</p> <p>26,150</p> <p>40,350</p> <p>42,500</p> <p>51,450</p> <p>61,250</p> <p>71,900</p> <p>全 額</p>	<p>290</p> <p>350</p> <p>380</p> <p>430</p> <p>470</p> <p>550</p> <p>630</p> <p>810</p> <p>940</p> <p>1,160</p> <p>1,380</p> <p>1,790</p> <p>2,200</p> <p>2,620</p> <p>4,040</p> <p>4,250</p> <p>5,150</p> <p>6,130</p> <p>7,190</p> <p>左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円</p>

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別添2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者に現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼のため数箇月別居している場合、病氣治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

IV 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）と、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童等が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料課税と税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるものを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

別添2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和元年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。